

改善状況報告書

平成 23 年 3 月 11 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

株式会社ア
代表取締役社長 堤 純也



平成 22 年 8 月 27 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成 20 年 3 月期以降平成 22 年 8 月期までの個別決算及び連結決算を訂正したことに伴い、平成 20 年 3 月期以降平成 22 年 8 月期までの有価証券報告書等を訂正したことに関して、貴取引所より平成 22 年 8 月 14 日に有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づく改善報告書の提出請求を受け、当該過年度有価証券報告書等の訂正に係る改善報告書を平成 22 年 8 月 27 日に提出いたしました。

(1) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

① 端緒

当社及び当社の子会社である株式会社 AMS（以下「AMS」という。）が過去に行った取引の一部について、不適切な会計処理が行われていた疑いが生じたことから、①不適切と疑われる取引及びその会計処理に係る事実の正確な把握、②不適切と疑われる取引及びその会計処理が発生した原因の究明、並びに③再発防止策等の検討を行うために、平成 22 年 5 月 10 日に内部調査委員会を設置した上で過去の取引に関して、関連資料を収集し、社内外の関係者に対するヒアリングを実施する方法で調査を行いました。調査の対象とした個々の取引の妥当性、経済合理性、手続等について検討した結果、過去に行われた取引の一部について、当時認識していた取引と実体に差異があり、その実体に応じた会計処理がなされていなかった可能性が高いことが判明し、当社の連結業績に影響を与える虞のある不適切な会計処理が行われていた可能性が高いとの判断に至りました。



② 外部調査委員会の設置

内部調査委員会による内部調査の結果を踏まえて、事実関係を迅速に解明すること、また当社及びAMSの会計処理に関する修正の要否について意見を述べるとともに、不適切な会計処理が行われるに至った背景事情を明らかにした上で、当社に対する再発防止策の提言を行うことを目的として、当社とは利害関係を有しない、弁護士2名及び公認会計士1名で構成される外部調査委員会を平成22年7月14日の取締役会決議をもって設置しました。外部調査委員会は、当社が提出した調査資料を検討したほか、当社及びAMSの役職員、社外の取引先関係者計14名に対してインタビューを実施する形で調査を行いました。

③ 外部調査委員会による調査結果

調査の概要は、平成22年8月13日付当社プレスリリース「不適切な会計処理等に関する調査結果等のご報告」にて開示しましたが、当該調査報告書の概要は以下のとおりです。

ア. 修正の背景事情について

AMSが設立された平成19年当時、当社は、当社グループの業態に相応しい新規事業の発案及び立上げ等、業容拡大に向け、何ら契約関係のない外部関係者（以下「X氏」といいます。）に、顧問的立場でのアドバイスを要請していました。

しかしながら、外部調査委員会の調査の結果、X氏が主導して、当社グループと、X氏及びX氏から紹介された外部の取引先との間で、資金が循環しているとも見得る取引を行わせていたことが判明しました。

そして、外部調査委員会の調査により、当社には売上水増し等の粉飾の意図はなかったものの、X氏の紹介を受けて当社グループが行った一連の取引は、X氏が当社代表取締役を「金づる」と考え、さらなる資金を引き出そうとの思惑のもとに主導して行った取引であると認められ、短期間でAMSを起点に資金が循環している取引については、契約実体の存在を積極的に裏付ける事実が確認できない限り、契約実体の存在を認めることには問題があるとの判断がなされました。

イ. 修正を要する個別取引について

外部調査委員会が、その調査結果に基づき、個々の取引ごとに資金の客観的な流れとその実態を踏まえて決算訂正を要するものと認定し、当社としても決算訂正を行うこととした取引（以下「本件取引」といいます。）及びその訂正の理由は、以下のとおりです。

(ア) AMS が行ったサイト購入取引及び広告枠販売取引は、X 氏の関与のもと、これらの取引を通じて短期間で資金が循環しており、契約実体が認められないので、決算訂正を要する。

(イ) (i) AMS がソフトウェアを購入した取引を通じて、当該ソフトウェアの販売会社に金銭が支払われることとなった取引と、(ii) 当社及び AMS が他社から受注した広告関連取引、ライセンス取引及び業務委託取引に関しては、X 氏の関与の下、(i) 及び(ii)の取引並びにこれらの取引の背後にあった第三者間の取引を通じて資金が循環しており、契約実体が認められないか、又は契約実体の存在が疑わしいので、決算訂正を要する。

ウ. 本件取引の関与者について

当社代表取締役は、X 氏との個人的な関係に基づき、同氏が主催する事業に出資していたものの、前述のとおり、本件取引は、X 氏が主導して行っていたものであり、当該出資と当社及び AMS の取引との間の直接的な関連性を認めることはできず、本件取引を生じさせることを意図して出資が行われたと認めることはできないと判断されました。また、本件取引は、EC 事業を担当していた新田朋晃のほか、コンテンツ事業を担当していた AMS 元代表取締役（その後、取締役）の黒岩司も関与しておりますが、上記 2 名の取締役は、X 氏の真意や資金循環の意図・状況を把握しないまま、取締役会への上程や契約書の締結等の社内手続きを行っていたに過ぎないものと判断されました。

以上より、本件取引について、当社、当社代表取締役または関連する業務を執行する当社役員が、X 氏との通謀による売上水増等の粉飾を意図して行った循環取引であると認定することもできないとの判断がなされました。

(2) 過年度決算訂正の内容

外部調査委員会による報告内容を踏まえ、当社は、平成 20 年 3 月期から平成 22 年 8 月期までの決算訂正を行い、平成 22 年 8 月 27 日付で当該年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正を行い、関東財務局に提出するとともに、決算短信も訂正しました。過年度の連結業績訂正の内容は、別紙 I のとおりです。

2. 改善措置

(1) 不適切な会計処理が行われた原因

今回の不適切な会計処理につながる取引が行われた直接的原因としては、新規事業の発案及び立上げに際し、外部者である X 氏に支援を要請したこと、その結果として X 氏が提案した新規事業について専門的知識を有する者が社内になかったため十分な検討が不足していたこと、の主にこの 2 つの事情が挙げられ、その原因として以下の内部統制上の問題点があったと考えております。

ア. リスク管理及びコンプライアンス意識が欠如していたこと

新規事業の発案、立上げに際し、旧知の仲とはいえ、何ら契約関係のない外部者に対し顧問的立場での支援を要請したこと、提案された事業について、専門的知識を要する者が社内になかったということもあり、金額の妥当性等について、十分な検討を行うことなく実施してしまったこと、また、新規取引先を開拓する際に、外部者から紹介された潜在顧客について、深度ある調査等を実施せず、外部者による当社取引関係の構築を許し、当社が期せずして、結果的に外部者の意図によって資金が循環するような取引が実行されてしまった点においては、当社のリスク管理体制は不十分なものであり、かつコンプライアンスに対する意識が欠如していたといわざるを得ませんでした。

イ. 経営監視を十分に達成する体制がとられていなかったこと

今回の一連の取引に関しては、事後に経営会議及び取締役会に上程される案件が大半であり、事前の十分な検討が行われていませんでした。また、一部の取引については、事業規模に対して金額が高額であったにも係らず、担当者の説明が不足していたり、十分な検討を行うための資料が不足している状態で承認されていました。また、監査役からは、事後承認とならないように管理体制を整えるように指摘がなされていたにもかかわらず、十分な対応がとられていたとは言えませんでした。

ウ. グループ会社管理が不十分であったこと

グループ会社管理規程は、平成 19 年 4 月に制定され、グループ会社管理の所管部門は社長室と決まっていたものの、実際対応できる知識と経験を持った者を配置しておらず、また管理の詳細が決められていなかったため、対応がされていませんでした。

エ. 与信管理及び新規取引に係る調査が不十分であったこと

当社は取引開始の際には、与信管理マニュアルに基づき調査会社の評点を基に与信管理を行っていましたが、大手キャリアやメーカー等の既存の取引先以外との新規取引に際しては、取引経緯を確認するとともに、取引先の規模に応じて実在性や支払い能力を確認する等、実効性のある与信管理を実施すべきでしたが、これが行われていませんでした。

オ. AMS における業務運営体制が不十分であったこと

今回の取引が行われた当時は、AMS における役職員が少なく、取締役が業務の執行や権限が集中していたことは否めません。また同社における適正な人員配置を実施しなかったために、稟議書等の重要な社内文書の作成、帳票等の受領、

各資料の保管等の業務について適切に行われておりませんでした。加えて、適正な手続きを経ないで契約書への押印や支払い実行を行う等、牽制を効かせた形での業務運営ができませんでした。

(2) 改善報告書提出時点において検討した再発防止に向けた改善措置

上記(1)の原因、及び当時の状況を踏まえ、当社は、再発防止に向けた今後の改善措置を以下のとおり講じてまいることとし、対応を進めてまいりました。改善措置各々の実施及び運用状況につきましては、後記「3. 実施・運用状況等」及び別紙Ⅱ「改善措置実施のスケジュール」に記載いたします。

① 企業風土の醸成・意識改革

不適切な会計処理が生じた一因として、リスク管理及びコンプライアンス意識が欠如していたことが挙げられることから(上記(1)②ア参照)、次の措置を講じることいたしました。

ア. リスク管理意識の向上

再発防止にあたっては、当社及びグループ会社のすべての役職員のリスク管理意識を高く維持することが不可欠であり、毎年内部統制委員会において、当社及びグループ会社の事業に関するリスクの洗い出しとコントロールについての評価検討及び見直しを行うことによって、リスク管理の実効性を維持・向上させることといたしました。

また、リスク管理についての啓蒙活動及び教育等については、管理部、内部監査室等による内部研修や外部の弁護士、会計士等の専門家による研修について検討・実施し、リスク管理意識の向上を図っていくことといたしました。

イ. コンプライアンス意識の向上

上場会社の役職員であることの社会的責任や義務等の再認識について啓蒙活動を行い、利益追求だけでなく、投資家その他のステークホルダーのための責任ある事業活動を行う企業風土を醸成すべく、役職員向けのコンプライアンス教育について検討・実施し、コンプライアンス意識の向上を図っていくことといたしました。

また、行動規範等の指針の見直しを行うとともに、関連する事項についての方針についても検討を行い、役職員を対象に説明会を実施し周知徹底を図っていくことといたしました。

② 経営・業務管理体制等の強化

不適切な会計処理が生じた一因として、当社の経営・業務管理体制等が十分ではなかったことが挙げられることから(上記(1)②イないしオ参照)、次の措置を講じることといたしました。

ア. 取締役会による監視の実効性の確保

取締役会における相互牽制の実効性を高めるために社外取締役の増員について検討することといたしました。また、取締役会における充実した審議を確保するために、付議及び報告にあたり、取締役会に提出すべき資料及び情報についてリスト化しておりましたが、再度見直し検討を行うとともに、十分な資料及び情報に基づく審議が実施されるよう、周知徹底を図ることといたしました。さらに、事前承認を原則とすること、万が一事後承認となる場合には、上程資料等に事後承認議案である旨及びその理由を記載すること、可能な限り事前説明を行うことを規程化し、かかる運用の徹底を図ることといたしました。

イ. 監査役指摘事項への対応

取締役会における監査役からの指摘事項については、指摘事項一覧表を作成し改善の進捗管理を行い、管掌の取締役が主体となって徹底的な実態調査と発見された不備についての改善を行い、原則 3 ヶ月以内に改善結果を取締役会で報告する体制を構築するとともに、規程の見直しを行うことといたしました。

ウ. グループ会社管理体制の強化

グループ会社に対する管理体制の更なる強化を図るべく、チェックすべき項目及び頻度を業務マニュアル等として策定した上で、実効的な管理を行える業務処理体制を構築していくことといたしました。

あわせて、グループ会社の管理部と当社管理部において定期的にミーティングを開催し、情報や問題認識等の共有を行うとともに、管理部において、グループ会社における職務権限の行使状況について、経営会議及び取締役会への上程議案一覧を突き合わせ、上程漏れがないかを確認するとともに、職務権限一覧に沿った稟議申請を行い決裁を得ているかを確認する方法等により定期的なモニタリングを実施し、その結果を内部監査室に報告することといたしました。

エ. 業務管理・運営体制の強化

当社においては、内部統制委員会規程を平成 22 年 1 月に施行し、当社グループにおける業務改善を進めておりましたが、未だ不十分な点もありましたので、以下の改善を実施してまいることといたしました。

(ア) 与信管理及び取引実体の確認

取引を開始する際、当社では、調査会社の評点を基に与信管理を行っておりましたが、今後は、新規取引先の紹介者や取引開始経緯を確認するとともに、取引先の規模に応じて実在性や支払い能力の確認をする等、実効性のある与信管理を行うことができる体制を構築することといたしました。

また、特に重要な資産の購入、販売に当たって、金額の妥当性について十分な検討を行うとともに、納品物については、社内の別担当者によるダブルチェックを必須とする体制を構築することといたしました。

さらに、上記体制の構築に合わせまして、取引先について反社会的勢力との繋がりが無い旨の確認について規程化するとともに、取引に関連する与信管理規程、外注管理規程、購買管理規程、販売管理規程等の規程見直し及び業務フローの見直しを行い、実効性のある社内規程業務マニュアル等の整備を実施することといたしました。

(イ) 帳票等の受領、作成及び資料保管の徹底

AMS においては、稟議書等の重要な社内文書の作成、帳票等の受領、各資料の保管について不十分な点があったため、各種業務マニュアル及び文書管理規程をはじめとする社内規程の再検討並びに業務フローの再構築を早急に実施することといたしました。

3. 実施、運用状況等

上記「2. 改善措置」に記載した個別の改善措置への対応につきましては、平成 22 年 9 月 3 日に、代表取締役社長を長とし、各部門長及び内部監査室を構成メンバーとする内部統制委員会のワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」といいます。）を発足し、検討、進捗管理を行ってまいりました。平成 23 年 2 月末日時点の実施及び運用状況等は以下のとおりであります。

① 企業風土の醸成・意識改革についての実施・運用状況

ア. リスク管理意識の向上

平成 22 年 9 月中に、各部門において各担当業務に関するリスクの洗い出し及びコントロールの検討を行い、リスク評価表にまとめ、重要なリスクが漏れていないか、コントロールは適切か確認し、リスク評価表にまとめました。また、その内容については、本ワーキンググループにおいて再度点検を行い当期のリスク評価表として 10 月に確定いたしました。今後は定期的に（少なくとも年に 2 回）コントロールの状況について確認を行ってまいります。

また、リスク管理意識の向上を図るため、取締役においては、平成 22 年 10 月 6 日に開催された「取締役・執行役員の法律知識とコンプライアンス」と題するセミナーに 2 名、平成 23 年 1 月 13 日に開催された「会社役員・幹部に必須の法律知識とコンプライアンス」と題するセミナーに 1 名が参加いたしました。また、当社及び AMS の社員を対象として、平成 22 年 11 月 1 日より e ラーニングによる教育研修をスタートし、部門長についてはリスクマネジメントに関するコース、部門長を含む全社員についてはコンプライアンス関連計 4 コースを必須受講することと定め、今後も継続して進めてまいります。

イ. コンプライアンス意識の向上

内部統制委員会による検討を経て、平成 22 年 9 月 22 日取締役会において、行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」及び「内部統制に関する基本方針」の見直しを行うとともに、役職員が遵守すべき基本事項について定めている「コンプライアンス方針」を新たに制定し、本社及び子会社の役職員全員に周知徹底を図っております。なお、見直しにあたりましては、監査役からご助言をいただき、その内容を踏まえた内容となっておりますが、ポイントは以下のとおりです。

- (ア) 企業憲章につきましては、信頼度の高い製品やサービスの提供及び受入を行うために、品質保証担当者による品質確認及び担当部門以外の部門による納品物の内容確認を実施し、検査合格したもののみを納品すること、また受け入れることを明記いたしました。また、相見積もりによる公正かつ適正な価格での購買の実施と、不適切な取引他の不正・不当行為等の排除についても明記いたしました。
- (イ) 内部統制に関する基本方針につきましては、その適用範囲を当社グループとすること及びリスク管理体制を適切に構築するために継続して教育研修を実施することを明記いたしました。
- (ウ) コンプライアンス方針につきましては、内部監査室が中心となってコンプライアンス違反行為の調査・報告を行うとともに、コンプライアンス違反行為防止体制を確立していく趣旨で新たに制定いたしました。

また、これら見直し及び制定について各部門毎に社員に周知し、社員が確認したことについて書面（企業憲章・方針の確認及び誓約完了報告書）で確認いたしました。今後も、このような確認を每期首に継続的に実行することにより周知徹底を図ってまいります。

日付	内容	備考
平成 22 年 10 月 5 日	企業憲章・方針について全社員より誓約書を入手	アクロディア及び AMS において実施
平成 22 年 10 月 6 日	役員対象のコンプライアンス関連外部講習の開始	
平成 22 年 10 月 28 日	e ラーニングによるコンプライアンス関連研修の実施について通知	アクロディア及び AMS において全役員・社員向けにメール
平成 22 年 11 月 1 日	e ラーニングによるコンプライアンス関連研修の開始	
平成 22 年 12 月 31 日	全社員対象の企業倫理・コンプライアンス基本コースの受講状況確認	全役員・社員 105 名中 105 名終了(1 名海外出張のため平成 23 年 1 月 5 日に完了)

② 経営・業務管理体制等の強化

ア. 取締役会による監視の実効性の確保

平成 22 年 11 月 29 日の株主総会におきまして 2 名の社外取締役を増員し、取締役会における相互牽制の実効性を確保すべく体制を整えました。

また、取締役会における充実した審議を確保するために、平成 22 年 10 月 25 日の取締役会におきまして、各取締役及び監査役からの指摘事項についての対応策、回答が義務であることを規定化すること及び取締役会事務局を明示することを趣旨とする取締役会規程の改定を行いました。また、議案付議のルールや事後承認の取扱い等を定めた取締役会事務取扱要領及び付議する議案の種別によって議案に記載すべき項目や添付すべき資料を定めた議案記載事項・資料一覧を定めました。

平成 22 年 9 月 1 日以降平成 23 年 2 月末日迄の間で、取締役会における事後承認事項は 2 件あり、いずれも十分な説明がなされ、取締役会事務取扱要領に則る適正な処置が行われたことを確認し、事由を記録しております。

イ. 監査役指摘事項への対応

取締役会における監査役からの指摘事項への対応については、前項で言及した取締役会規程に新たに規定し、取締役会事務局にて指摘事項一覧表を作成して改善の進捗管理を行い、管掌取締役が主体となって徹底的な実態調査と発見された不備についての改善を行い、原則 3 ヶ月以内に改善結果の報告を行う運用を開始いたしました。

平成 22 年 9 月 1 日以降平成 23 年 2 月末日までの間で、監査役による指摘事項

は 1 件ありましたが、取締役会規程に則る適正な処置が行われたことを確認し、事由を記録しております。

ウ. グループ会社管理体制の強化

平成 22 年 9 月より、以下の施策によりグループ管理体制強化を図ってまいりました。

(ア) マニュアルの整備

グループ会社に対する管理体制の更なる強化を図るべく、グループ会社管理マニュアルを策定いたしました。また、実効的な管理を行うべく、管理項目別に担当者を設定し四半期単位で作業履歴を記録する、グループ会社管理表も併せて作成いたしました。グループ会社管理業務マニュアルと、グループ会社管理表をセットで運用することで、グループ会社管理業務の個人的・組織的な業務レベルの差を無くし標準化いたしました。

また、子会社管理業務の中でも、職務権限行使状況の確認業務については、モニタリングマニュアルを作成し、対象や手続き等を具体的に明示し作業レベルにおいても標準化いたしました。

(イ) グループ会社との定例ミーティングの実施

上記のとおり作成したグループ会社管理マニュアルに基づき、グループ会社との情報共有や問題認識等を行うため、本社の経営企画室長が、オブザーバーとして、各子会社の取締役会へ参加することを必須とし、特に国内子会社 (AMS) については、経営会議にも参加することを義務付け、運用を開始いたしました。

当初の計画では、グループ会社との情報共有や問題認識等を目的として、新たな会議体を定例で行うことを想定しておりましたが、既に各社で行われている取締役会及び経営会議に担当者が出席することで当該目的は達せられるため、今回の対応といたしております。

会議参加における経営企画室長の役割は、適時にグループ会社の経営状況を把握することにあります。加えて、必要に応じて、経営方針及び経営戦略の啓蒙を始め、議事内容に対して、適切に助言することも担っております。

また、これらの会議参加の結果報告を四半期毎にレポートにまとめ、四半期決算処理における子会社評価資料に使用することとし、第 1 四半期分を平成 23 年 1 月 14 日開催の取締役会に上程しております。

(ウ) 職務権限行使状況のモニタリング

グループ会社管理マニュアルに基づき、職務権限一覧に沿った稟議申請を行い適切に決裁を得ているかを確認するため、グループ各社における稟議申請の実施状況についてのモニタリングを開始しました。モニタリングの実施方法に

については、経営企画室がワークフロー全件の10%程度をサンプルとして抽出し、適正チェックを行い、結果について四半期ごとに職務権限行使状況リストを作成し管理部長に提出することとしています。AMSは平成22年10月より、Acrodea Korea, Inc.は、第2四半期（平成22年12月～平成23年2月）分から実施しております。Acrodea America, Inc.については、重要拠点ではないことから現時点でのモニタリング対象とはしておりませんが、第3四半期（平成23年3月～同年5月）分以降に実施する予定です。

i. AMS 実施状況

特に今回の件において問題のあったAMSについては、その重要性を鑑み、第1四半期のワークフローについては、サンプリングによる一部モニタリングではなく、全件についてチェックをいたしました（但し平成22年9月分は組織変更があったため、同年10月・11月の新組織のもとでの職務権限の行使状況が対象になりました）。

2か月間の全件チェックの結果、合計233件のワークフローのうち1件について、正しい最終決裁者の承認はとっていたものの、途中承認の過程で定められたルートを経ていないものがありました。しかしながら、その原因は、手作業によるワークフローの設定ミスによるものであったこと、そして、現在の運用は、システム上でパターン化されたワークフローを選択する形となっており、手作業が発生しないことから、今後同様の誤りは発生しないと確認できたため、12月以降についてはワークフロー全件の10%程度抽出しそのサンプルを対象とした通常のモニタリング方法で行うこととなりました。

ii. Acrodea Korea, Inc. 実施状況

経営企画室によるモニタリングに先立ち、内部監査室において、平成22年11月に内部監査の予備調査を行ったところ、平成22年4月から10月までの間の契約締結等に関し12件の取締役会への上程漏れがあることが判明しました。12月に現地において内部監査を実施した結果、上程漏れの原因は、決裁権限の認識不足であり、契約案件等については、社長らが参加するプロジェクト会議において口頭で決裁されておりました。

再発防止策としまして、電子決裁上に、申請案件の類型ごとに承認フローを明記することで、決裁権限が明確化すると判断し、一部のみ運用していた電子決裁による稟議申請を全件対象とし、全社員宛てに稟議手続きを周知徹底しました。また上程漏れ防止のモニタリング体制を構築することが有用であると判断し、同社経営支援部内に担当者を選任し上程漏れのモニタリング体制を構築することといたしました。

その後、内部監査室において上記再発防止策の運用開始を確認するととも

に、子会社管理部門である当社経営企画室においても、平成23年2月に是正措置後の職務権限行使状況についてモニタリングを実施し、前述のとおり、申請されたワークフロー全件のうち10%程度をサンプリングした結果、適切に承認がなされていることを確認いたしました。

なお、上程漏れの案件については、平成23年1月の定時取締役会で、事後報告の説明を付記の上承認を得ていることを確認しております

エ. 業務管理・運営体制の強化

(ア) 与信管理及び取引実体の確認

従来は、調査会社のレポートの評点を基に与信限度額を設定しておりましたが、実効性のある与信管理体制の構築、運用を目指し、取引先登録、与信限度額設定、変更、超過及び、取引契約締結の各段階において以下のとおり規程等の改定を行い、取り組みを進めております。また、AMSにおいても同様に取り組みを進めております。

i 取引先登録の段階

「業務記述書 新規取引先登録」を改定し、取引先登録及びその後の与信限度額設定にあたり参照する情報を充実させる目的で、調査会社から取得するレポートを簡易版から詳細版へ変更しました。また、すべての取引先が反社会的勢力と関わりが無いことを確認するため、得意先については当該レポートにて確認するほか、すべての仕入先から「非反社会的活動確認書」を取得することとしました。

総務人事マネージャーは、「取引先登録申請書」及び添付書類の情報を確認し、特段の不都合が無いと判断する場合には、職務権限規程に基づき社長による決裁を得て取引先登録を行っております。

ii 与信限度額設定、変更、超過取引の申請の段階

「与信限度額設定・変更・超過申請者用マニュアル」を制定し、申請担当者が「与信限度額変更/超過理由書」に記載すべき情報を明示し、承認者・決裁者に提供する情報を充実させました。

管理部長及び総務人事マネージャーは、必要に応じて申請部門にヒアリングを実施し、調査会社からのレポートの評点のみならず、あらゆる情報を総合的に勘案して信用状況を確認・評価した上で、承認の後に職務権限規程に基づく決裁を得て与信限度額設定を行っております。

iii 取引契約締結稟議の段階

契約締結稟議を決裁するにあたり、目的・経緯・紹介者等必須事項を記載することを「業務記述書 個別契約締結」に明示するとともに、システ

ム上の稟議書フォームにも表示し、申請時の記載漏れを無くしました。

承認者及び決裁者に対して、必要な情報が提供されていることについて、経営会議事務局、取締役会事務局及び管理部長は、稟議書上必要な情報が提供されているかを形式的に確認するとともに、管理部長が契約締結の妥当性を多角的に分析した上で、職務権限規程に基づく決裁を得て契約締結を行っております。

iv 納品検収の段階

「業務記述書 売上/仕入納品処理」を改定し、売上納品については、品質管理担当者等による納品物チェックに加えて管理部事業支援グループによるダブルチェックを行うこととしたほか、仕入納品についても、受入れ部門による検収に加えて同様のダブルチェックを行うこととする運用を開始しております。

(イ) 帳票等の受領、作成及び資料保管の徹底

AMSにおいてこれまで未整備であった文書管理規程を、制定いたしました。併せて、重要な社内文書の作成、帳票等の受領、及び各資料の保管については、本ワーキンググループにて不十分と認識されていたことから、文書取扱保管マニュアルを整備、対応を明確化いたしました。

現状、文書管理については、このマニュアルに則り運用しております。

4. 総括

当社では、以上のとおり改善報告書に記載した改善措置等を当初の予定に従って実施し、それぞれの業務に適用して再発防止に努めてまいりました。

各改善措置の実施・運用状況につきましては、概ね記載のとおり実施・運用されており、過年度決算訂正に至った原因を着実に除去しているものと認識しております。

今後も、既に実施済みの改善措置を継続的に運用していくとともに、モニタリングにより適切な実施状況を維持するとともに、環境変化等による見直しが必要となった場合には、効果を損ねないことを慎重に見極めつつ、適宜見直しを行うことといたします。

今後とも当社では、取引先・消費者・株主・投資家等のステークホルダーの皆様に対して適時適切な情報開示を行い、一日も早い信頼回復に向け、内部統制の強化、組織風土の改革に継続的に取り組んでまいります。

以 上

(別紙 I)

過年度の連結業績への影響額 (平成 20 年 3 月期～平成 22 年 8 月期)

連結 (累計)

(百万円)

	区分	項目	訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)
平成 20 年 3 月期 第 3 四半期決算短信	損益計算書	売上高	1,765	1,685	△80
		営業損益	86	6	△80
		経常損益	69	△10	△80
		当期純損益	△6	△86	△80
	貸借対照表	純資産	2,223	2,143	△80
		総資産	2,768	2,600	△168
平成 20 年 3 月期 決算短信	損益計算書	売上高	3,118	2,813	△305
		営業損益	620	315	△304
		経常損益	571	267	△304
		当期純損益	278	△170	△448
	貸借対照表	純資産	4,354	3,905	△448
		総資産	5,234	4,535	△698
平成 21 年 8 月期 第 1 四半期決算短信	損益計算書	売上高	536	536	-
		営業損益	△167	△165	2
		経常損益	△168	△166	2
		四半期純損益	△113	△126	△12
	貸借対照表	純資産	4,266	3,805	△460
		総資産	5,064	4,603	△460
平成 21 年 8 月期 第 2 四半期決算短信	損益計算書	売上高	1,385	1,180	△205
		営業損益	△146	△294	△147
		経常損益	△158	△305	△147
		四半期純損益	△156	△322	△166
	貸借対照表	純資産	4,249	3,633	△615
		総資産	5,093	4,425	△667
平成 21 年 8 月期 第 3 四半期決算短信	損益計算書	売上高	2,134	1,929	△205
		営業損益	△422	△547	△124
		経常損益	△476	△601	△124
		四半期純損益	△471	△817	△346
	貸借対照表	純資産	3,958	3,163	△795
		総資産	5,522	4,727	△795
平成 21 年 8 月期 第 4 四半期決算短信	損益計算書	売上高	3,155	2,950	△205
		営業損益	△597	△699	△101
		経常損益	△598	△700	△101
		四半期純損益	△1,015	△1,347	△332
	貸借対照表	純資産	3,380	2,598	△781
		総資産	5,971	5,190	△781

平成 21 年 8 月期 第 5 四半期決算短信	損益計算書	売上高	3,994	3,789	△205
		営業損益	△792	△850	△57
		経常損益	△793	△850	△57
		四半期純損益	△1,222	△1,510	△287
	貸借対照表	純資産	3,177	2,440	△736
		総資産	5,348	4,612	△736
平成 21 年 8 月期 決算短信	損益計算書	売上高	4,706	4,501	△205
		営業損益	△864	△888	△24
		経常損益	△889	△913	△24
		当期純損益	△1,389	△1,644	△254
	貸借対照表	純資産	3,476	2,772	△703
		総資産	5,042	4,338	△703
平成 22 年 8 月期 第 1 四半期決算短信	損益計算書	売上高	1,335	1,335	-
		営業損益	92	138	46
		経常損益	77	123	46
		四半期純損益	96	142	46
	貸借対照表	純資産	3,570	2,912	△657
		総資産	5,093	4,436	△657
平成 22 年 8 月期 第 2 四半期決算短信	損益計算書	売上高	1,952	1,952	-
		営業損益	△213	△121	92
		経常損益	△244	△151	92
		四半期純損益	△222	△129	92
	貸借対照表	純資産	3,253	2,642	△611
		総資産	4,626	4,015	△611

個別（累計）

（百万円）

	区分	項目	訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)
平成 20 年 3 月期 第 3 四半期決算短信	損益計算書	売上高	1,533	1,493	△40
		営業損益	△89	△129	△40
		経常損益	△102	△142	△40
		当期純損益	△93	△133	△40
	貸借対照表	純資産	2,137	2,097	△40
		総資産	2,458	2,418	△40
平成 20 年 3 月期 決算短信	損益計算書	売上高	2,743	2,573	△170
		営業損益	334	164	△170
		経常損益	297	127	△170
		当期純損益	136	△33	△170
	貸借対照表	純資産	4,220	4,050	△170
		総資産	4,682	4,512	△170
平成 21 年 8 月期	損益計算書	売上高	4,046	3,966	△80

決算短信		営業損益	△221	△287	△66
		経常損益	△203	△270	△66
		当期純損益	△837	△974	△137
	貸借対照表	純資産	3,912	3,604	△307
		総資産	4,824	4,517	△307

(別紙Ⅱ)

改善措置実施のスケジュール

改善措置項目	平成22年				平成23年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月以降
① 企業風土の醸成・意識改革						
ア リスク管理意識の向上						
リスクの洗い出しとコントロールの評価検討	実施					
教育計画の検討	検討	実施	→			
イ コンプライアンス意識の向上						
コンプライアンス教育の検討・実施	検討・実施					
各指針の見直し検討・実施	検討・実施	→				
② 経営・業務管理体制の強化						
ア 取締役会による監視の実効性の確保						
来期社外取締役の増員検討	検討					
付議・報告の添付資料、検討資料の見直し	実施					
規程の見直し、業務マニュアルの作成	実施	→				
イ 監査役指摘事項への対応						
改善結果報告の運用開始	実施	→				
規程の見直し	実施	→				
ウ グループ会社管理体制の強化						
グループ会社との定期ミーティング	実施	→				
職務権限行使状況のモニタリング	実施	→				
業務マニュアルの作成	実施	→				
エ 業務管理・運営体制の強化						
(ア) 与信管理及び取引実態の確認						
与信管理体制の再構築	実施	→				
ダブルチェック体制の構築	実施	→				
規程の見直し、業務フローの作成	実施	→				
(イ) 帳票等の受領、作成及び資料保管の徹底						
規程の見直し	実施	→				
業務フローの見直し	実施	→				